

【令和５年度９月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R5.8.31)

令和５年度伊丹市一般会計補正予算（第４号）についてであります。本案は、令和４年度の決算剰余金の２分の１以上の額を、地方財政法第７条の規定に基づき、市債の繰上償還に充てるほか、社会情勢の変化等に対応するため、令和４年度の決算剰余金、収益事業収入、及び財政調整基金からの繰入金等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、学校給食の、食材費高騰による影響を、保護者負担へ転嫁することなく、食材費の増加経費を公費で負担するとともに、国の有利な財源を活用し、公立保育所、及び認定こども園の登降園システムなど、保護者サービスの充実と業務効率化を図る経費のほか、（仮称）伊丹交流センター整備事業にかかる本体工事を実施しようとするものであります。その他、モーターボート競走事業会計からの繰入金を、今後の物価上昇に対応するため、統合新病院整備事業の充当財源として財政調整基金に積み立てるほか、令和４年度に実施した各事業の精算に伴う国庫、及び県支出金の返還に要する経費等について所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第１条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ、２０億６,３８１万５,０００円を追加し、その総額を、８６４億３,７３３万７,０００円としようとするものであります。また、第２条の債務負担行為の補正では、新庁舎整備事業、

（仮称）伊丹交流センター整備事業のほか、令和７年４月の開園を目指す、民間保育所等の整備費補助や、児童くらす施設の設計業務の実施等に伴う債務負担行為の追加措置を、第３条の地方債の補正では、新庁舎整備事業、及び共同利用施設等整備事業の実施に伴う地方債の変更の措置を講じようとするものであります。

令和５年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。本案は、令和４年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、基金繰入金を減

額する中で、過年度保険給付費等交付金の精算返還金等について、所要の措置を講じるとともに、残額について基金への積立てを行おうとするものであります。

令和5年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和4年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について、所要の措置を講じようとするものであります。

令和5年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、令和4年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、介護サービス等諸費などに係る、国庫負担金等の精算返還金について、所要の措置を講じるとともに、残額について、財政安定化基金貸付金を減額しようとするものであります。